

## 令和6年度教育実習実施要項

### 1 対象者

中学校・高等学校免許状取得希望者で、次の要件を満たす者とする。

- ・将来、教職を希望し、教員採用試験を受験する意思があること。
- ・人物、学力に優れ、心身ともに健康であること。
- ・本校職員の指導に従い、校務や教材研究に専念できること。
- ・本校卒業生であること。

### 2 実習期間（期間内の土曜授業日を含む。行事等の関係で日程を変更する場合もある。）

#### (1) 前期（予定）

- ア 2週間（10日以上）を必要とする大学  
令和6年5月27日（月）～ 6月 7日（金）
- イ 3週間（15日以上）を必要とする大学  
令和6年5月27日（月）～ 6月14日（金）
- ウ 4週間（20日以上）を必要とする大学  
令和6年5月27日（月）～ 6月21日（金）

#### (2) 後期（予定：文化祭の日程により変更もあり）

- ア 2週間（10日以上）を必要とする大学  
令和6年9月 9日（月）～ 9月20日（金）未定
- イ 3週間（15日以上）を必要とする大学  
令和6年9月 9日（月）～ 9月27日（金）未定
- ウ 4週間（20日以上）を必要とする大学  
令和6年9月 9日（月）～ 10月4日（金）未定

### 3 教育実習の定員

#### (1) 全体の定員（教育委員会の原則：各教科1名）

前期・後期とも原則約10名とする。

#### (2) 各教科等の定員

- ア 国語・地歴公民・数学・保健体育・英語は各2名
  - イ 理科のうち物理・化学・生物は各2名・地学は1名
  - ウ 音楽・美術・書道・家庭・情報は各1名
- 各教科の定員を超えた場合は実習を断ることがある（先着順ではない）

### 4 その他

本校校長は特別な事由のあるとき、上記1～3によらず実習について決定することができる。

◎教育実習の申請について（4月6日以降学校ホームページにも掲載）

**別紙「令和6年度教育実習申込書」**に必要事項を記入し、令和5年5月21日（金）までに、下記担当までメールで申し込んでください。

■担当 教頭（橋）

■申請方法 Eメールによる。送信先 E-mail : [hashi.isao@pref.saitama.lg.jp](mailto:hashi.isao@pref.saitama.lg.jp)

メールが確認できた段階で、返信メールを送付します。

1週間たっても返信がない場合は、再送もしくは電話での確認をしてください。

申請書について内容の不備が無いよう確認をしてください。

※WordまたはPDFファイルで提出してください。手書きの書類をスキャンして作成したPDFでも構いません。卒業年・教科等の不備が多いため確認をしてから送付して下さい。

◎教育実習生の内諾及び許可について

■教育実習生の内諾

申請に基づき、令和5年6月中旬に内諾の可否を決定して、その結果を通知します。教育実習を許可された者は、下の手続きを行います。（コロナ対策のためできるだけ郵送）

■県教委への手続き

教育実習推薦書及び埼玉県所定の誓約書の様式をメールで送付します。

所属学長（学校により学部長等）から本校校長あてに提出（郵送可）願います。

（令和5年9月末日まで）

各学校で必要な書類については各自相談すること。

□詳細打合せの日程については、実習開始日の2週間前ごろに実施（R6・5月初）する予定です。R6年3月末に各自宛てメールで案内します。